

宜野湾市地球温暖化対策実行計画

【事務事業編】

(第3次計画)



宜野湾市

■目次

1. はじめに	3
2. 背景	4
気候変動の影響	4
地球温暖化対策を巡る国際的な動向	4
地球温暖化対策を巡る国内の動向	4
3. 計画の基本的事項	8
目的	8
対象とする範囲	8
対象とする温室効果ガス	10
計画期間	11
上位計画及び関連計画との位置付け	12
4. 第2次計画の達成状況・評価	13
第2次計画の目標	13
宜野湾市の排出状況	14
第2次計画の達成状況	15
第2次計画の評価	17
5. 温室効果ガスの排出削減目標	20
目標設定の考え方	20
温室効果ガスの削減目標	20
エネルギーごとの削減目標	21
グリーン購入の推進目標	24
6. 目標達成に向けた取組	25
取組の基本方針	25
具体的な取組内容	25
7. 進捗管理体制と進捗状況の公表	29
推進体制	29
点検・評価・見直し体制	29
職員に対する意識啓発等	30
進捗状況の公表	30
各所管課の役割	30

■資料編

1. エネルギー使用量、省資源(平成 24 年度～令和 6 年度)の整理	32
各エネルギー使用量の推移	33
部局ごとのエネルギー使用量の推移	34
2. 計画進捗状況の整理	38
高効率・省エネ設備の導入	38
公用車への対策	41
再生可能エネルギーの導入	42
資源・エネルギーの有効活用(ソフト面での対策)	42
R6 公共施設への再生可能エネルギー導入ポテンシャル調査の概要.....	44

○要綱等

宜野湾市地球温暖化対策実行計画策定委員会設置要綱	45
宜野湾市地球温暖化対策実行計画推進本部設置要綱	47
宜野湾市地球温暖化対策実行計画に基づく推進員の設置要領.....	50
宜野湾市グリーン購入基本方針	51
地球温暖化対策の推進に関する法律 抜粋	53

1. はじめに

このたび、2030 年度までの宜野湾市の事務事業にかかる温暖化対策について定めた「宜野湾市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」(第 3 次計画)を策定いたしました。

世界に目を向けると、大規模な山火事の発生や干ばつの発生など、地球温暖化による気候変動の影響が大きくなっています。また、宜野湾市においても、極端な大雨や気温の大幅上昇による熱中症患者の増加など、地球温暖化による影響を実感することが増えてきました。

国では 2050 年ネット・ゼロの実現や、我が国の温室効果ガス削減目標として「2030 年度において、温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減することを目指すこと。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。また、2035 年度、2040 年度において、温室効果ガスを 2013 年度からそれぞれ 60%、73%削減することを目指す」という新たな削減目標が位置付けられました。

また、沖縄県においても、第二次沖縄県地球温暖化対策実行計画(沖縄県気候変動適応計画(改定版)が策定され、カーボンニュートラルの実現に向けた取組が進められています。

宜野湾市においては、令和4年3月に第2次宜野湾市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を策定し、市域全体の温暖化対策を進めてきました。

市域全体の目標でもある 2050 年ゼロカーボン社会の実現を見据えて、職員一丸となり本計画を着実に進めてまいります。

令和8年(2026 年) 3月
宜野湾市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】推進統括者
宜野湾市長 佐喜眞 淳

2. 背景

(1) 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021 年8月には、IPCC 第6次評価報告書第1作業部会報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化(極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、強い熱帯低気圧の割合の増加等)は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015 年(平成 27 年)11 月から 12 月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21 が開催され、京都議定書以来 18 年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書Ⅰ国(いわゆる先進国)と非附属書Ⅰ国(いわゆる途上国)という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5 年ごとに貢献(nationally determined contribution)を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018 年に公表された IPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO₂ 排出量を 2050 年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で 2050 年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

(3)地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020 年 10 月、我が国は、2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌 2021 年 4 月、地球温暖化対策推進本部において、2030 年度の温室効果ガスの削減目標を 2013 年度比 46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、令和3年6月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(令和3年法律第 54 号)では、2050 年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置付け、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促すことを狙い、さらに、市町村においても区域施策編を策定するよう努めるものとされています。

さらに、令和 3(2021)年 6 月、国・地方脱炭素実現会議 において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策(屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時の ZEB 化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等)を全国津々浦々で実施する、といったこと等が位置付けられています。

2025 年 2 月には、新たな地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、2050 年ネット・ゼロの実現や、我が国の温室効果ガス削減目標として「2030 年度において、温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減することを目指すこと。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。また、2035 年度、2040 年度において、温室効果ガスを 2013 年度からそれぞれ 60%、73%削減することを目指す」という新たな削減目標が位置付けられました。同計画においては、二酸化炭素以外の温室効果ガスの削減を含め、各目標の実現に向けた対策・施策を記載し、地球温暖化対策の推進に向けた地方公共団体の役割や、特に都道府県に期待される事項についても明記されています。

【表 1】 地球温暖化対策計画における 2030 年度及び 2040 年度の温室効果ガス別その他の区分ごとの目標及びエネルギー起源二酸化炭素の部門別の排出量の目安

(単位：百万 t-CO₂)

	2013 年度 実績 ¹	2030 年度 ² (2013 年度比)	2040 年度 ³ (2013 年度比)
温室効果ガス排出量・吸収量	1,407	760 (▲46% ⁴)	380 (▲73%)
エネルギー起源二酸化炭素	1,235	677 (▲45%)	約 360~370 (▲70~71%)
産業部門	463	289 (▲38%)	約 180~200 (▲57~61%)
業務その他部門	235	115 (▲51%)	約 40~50 (▲79~83%)
家庭部門	209	71 (▲66%)	約 40~60 (▲71~81%)
運輸部門	224	146 (▲35%)	約 40~80 (▲64~82%)
エネルギー転換部門 ⁵	106	56 (▲47%)	約 10~20 (▲81~91%)
非エネルギー起源二酸化炭素	82.2	70.0 (▲15%)	約 59 (▲29%)
メタン (CH ₄)	32.7	29.1 (▲11%)	約 25 (▲25%)
一酸化二窒素 (N ₂ O)	19.9	16.5 (▲17%)	約 14 (▲31%)
代替フロン等 4 ガス ⁶	37.2	20.9 (▲44%)	約 11 (▲72%)
ハイドロフルオロカーボン (HFCs)	30.3	13.7 (▲60%)	約 6.9 (▲77%)
パーフルオロカーボン (PFCs)	3.0	3.8 (+26%)	約 1.9 (▲37%)
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	2.3	3.0 (+27%)	約 1.5 (▲35%)
三ふっ化窒素 (NF ₃)	1.5	0.4 (▲70%)	約 0.2 (▲85%)
温室効果ガス吸収源	—	▲47.7	▲約 84 ⁷
二国間クレジット制度 (JCM)	—	官民連携で 2030 年度までの累積で、1 億 t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国の NDC 達成のために適切にカウントする。	官民連携で 2040 年度までの累積で、2 億 t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国の NDC 達成のために適切にカウントする。

- 1 2013 年度実績については、2024 年 4 月に気候変動に関する国際連合枠組条約事務局に提出した温室効果ガス排出・吸収目録（インベントリ）（2022 年度）に従い、地球温暖化対策計画（令和 3 年 10 月 22 日閣議決定）における数値から一部更新を行っている。これに伴い、2030 年度の目標・目安における数値についても、一部所要の更新を行っている。
- 2 2030 年度のエネルギー起源二酸化炭素の各部門は目安の値。
- 3 2040 年度のエネルギー起源二酸化炭素及び各部門については、2040 年度エネルギー需給見通しを作成する際に実施した複数のシナリオ分析に基づく 2040 年度の最終エネルギー消費量等を基に算出したもの。
- 4 さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。
- 5 電気熱配分統計誤差を除く。そのため、各部門の実績の合計とエネルギー起源二酸化炭素の排出量は一致しない。
- 6 HFCs、PFCs、SF₆、NF₃ の 4 種類の温室効果ガスについては暦年値。
- 7 2040 年度における吸収量は、地球温暖化対策計画（令和 7 年 2 月 18 日閣議決定）第 3 章第 2 節 3.（1）に記載する新たな森林吸収量の算定方法を適用した場合に見込まれる数値。

出典：環境省（2025）「地球温暖化対策計画」関連資料 1
[＜https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/250218.html＞](https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/250218.html)

2025 年2月には、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の改定も行われました。温室効果ガス排出削減目標をこれまでの 2030 年度までに 50%削減（2013 年度比）に加え、2035 年度までに 65%削減、2040 年度までに 79%削減することも目標として新たに掲げられ、その目標達成に向け、引き続き太陽光発電の導入、新築建築物の ZEB 化、電動車の導入、LED 照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。



なお、地球温暖化対策計画では、都道府県及び市町村が策定及び見直し等を行う地方公共団体実行計画（事務事業編）の策定率を 2025 年度までに 95%、2030 年度までに 100%とすることを目指すとしています。

また、「2050 年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指す地方公共団体、いわゆるゼロカーボンシティは、2019 年9月時点ではわずか4地方公共団体でしたが、2025 年 12 月末時点においては 1,196 地方公共団体と加速度的に増加しています。

【図 1】 2050 年 二酸化炭素排出実質ゼロを表明した地方公共団体
（2025 年 12 月 26 日時点）

出典：環境省（2025）「地方公共団体における 2050 年二酸化炭素排出実質ゼロ表明の状況」

<<https://www.env.go.jp/policy/zerocarbon.html>>

3. 計画の基本的事項

(1) 目的

宜野湾市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】(第3次計画)(以下、「エコ計画」といいます。)は、地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「温対法」といいます。)第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、宜野湾市が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

(2) 対象とする範囲

宜野湾市の全ての事務・事業を対象とし、市長部局、教育委員会、消防本部、水道局などの本庁舎、出先機関、小中学校、指定管理施設を含めた、市が所管する全ての組織及び施設を対象とします。

庁舎	本庁舎	総務部、企画部、市民経済部、福祉推進部、こども部、健康推進部、建設部、基地政策部、会計課、議会事務局、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局	
	教育委員会	教育部、指導部	
	消防本部	消防本部、我如古出張所、真志喜出張所	
	上下水道局	上下水道局	
市長部局出先機関	総務部	総務課	○マイナンバーカードセンター○市民広場 ○ともだちトレーニングエリア
	市民経済部	市民協働推進課	○人材交流センターめぶき ○男女共同参画支援センターふくふく
		産業政策課	○ふるさとハローワーク
	こども部	こども政策課	○児童センター(赤道・新城・大山・大謝名・我如古・長田)
		保育こども園課	○宜野湾保育所 ○はごろもねたてこども園

	健康推進部	健康増進課	○保健相談センター
	建設部	建築指導課	○市営住宅(愛知・伊利原)
教育委員会出先機関	教育部	生涯学習課	○中央公民館○市民会館
		文化課	○市立博物館○プレハブ第一資料室○第二資料室
		市民図書館	○宜野湾市民図書館
	指導部	はごろも学習センター	○はごろも学習センター
		幼稚園	○5園(普天間・大謝名・志真志・宜野湾・長田)
		小学校	○9校(普天間・普天間第二・大山・大謝名・嘉数・志真志・宜野湾・長田・はごろも)
		中学校	○4校(普天間・真志喜・嘉数・宜野湾)
		学校給食センター	○学校給食センター(宜野湾、はごろも)
指定管理	市民経済部	産業政策課	○ベイサイド情報センター ○宜野湾市産業展示館
		観光スポーツ課	○宜野湾市立グラウンド○宜野湾市立野球場○宜野湾市立体育館○宜野湾市立屋内運動場○宜野湾海浜公園○宜野湾海浜公園屋外劇場○宜野湾海浜公園庭球場○マリン支援センター
	健康推進部	介護長寿課	○老人福祉センター(赤道・伊利原)
	建設部	都市計画課	○都市公園(41施設)○森川公園庭球場 ○いこいの市民パーク庭球場

(2026 年4月予定)

(3) 対象とする温室効果ガス

温対法第 2 条第 3 項に掲げる 7 物質のうち、排出量の多くを占める二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O) の 3 物質を対象とします。

【表2】温対法第 2 条第 3 項に掲げる温室効果ガス 7 物質

温室効果ガス	地球温暖化係数	性 質	用途・排出源
① 二酸化炭素 (CO ₂)	1	代表的な温室効果ガス。	化石燃料や天然ガスなどの化石燃料の燃焼、廃棄物等の焼却などによって発生します。発電も化石燃料中心なので、電気の消費も間接的に発生につながります。
②メタン (CH ₄)	28	天然ガスの主成分で、常温で気体。よく燃える。	化石燃料の燃焼(自動車の走行など)、下水処理や廃棄物の埋め立て、水田(稲作)、家畜のはんすうや糞尿など。
③一酸化二窒素 (N ₂ O)	265	数ある窒素化合物の中で最も安定した物質。他の窒素酸化物(例えば二酸化窒素)などのような害はない。	化石燃料の燃焼(自動車の走行など)、笑気ガスの使用、窒素肥料の施肥や家畜糞尿など。
④ハイドロフルオロカーボン (HFC)	1,300 以上	塩素がなく、オゾン層を破壊しないフロン。強力な温室効果ガス。	スプレー、エアコンや冷蔵庫などの冷媒、化学物質の製造プロセス、建物の断熱材など。
⑤パーフルオロカーボン (PFC)	6,630 以上	炭素とフッ素だけからなるフロン。強力な温室効果ガス。	半導体の製造プロセスなど。

⑥六フッ化硫黄 (SF ₆)	23,500	硫黄の六フッ化物。強力な温室効果ガス。	電気の絶縁体など。
⑦三フッ化窒素 (NF ₃)	16,100	窒素とフッ素からなる無機化合物。強力な温室効果ガス。	半導体の製造プロセスなど。

※地球温暖化係数(GWP)

地球の温暖化をもたらす程度を二酸化炭素に対する比で示した数値。地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第4条より引用。

二酸化炭素を1とし、数値が大きいほど、温室効果が大きいガスであることを示します。

出典：3R・低炭素社会検定公式テキスト第2版、温室効果ガスインベントリオフィス

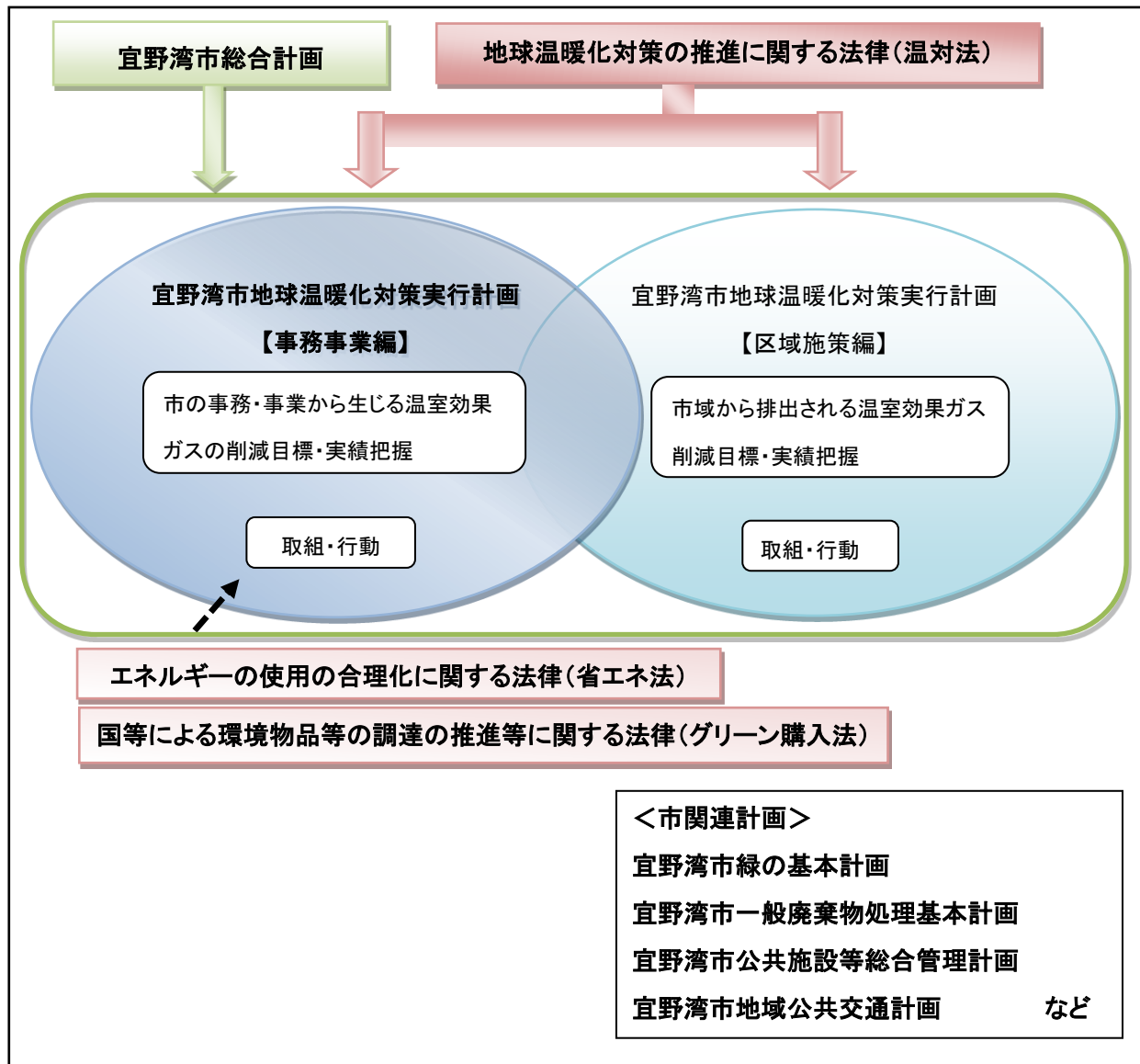
(4)計画期間

国及び本市区域施策編の2030年度目標との整合性を図るため、令和8年度(2026年度)から令和12年度(2030年度)までの5年間とします。

計画名	対象	年度									
		H25	…	R4	…	R7	R8	R9	R10	R11	R12
地球温暖化対策 実行計画 (事務事業編)	市の 事務 事業										
		前計画(13年間)					本計画(5年間)				
地球温暖化対策 実行計画 (区域施策編)	市域 全域										
		計画期間(9年間)									

(5) 上位計画及び関連計画との位置付け

本計画は、温対法第 21 条第 1 項に基づく「地方公共団体実行計画（事務事業編）」として策定します。宜野湾市総合計画の理念に基づき、「宜野湾市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】」と連携しながら推進します。



4. 第2次計画の達成状況・評価

(1) 第2次計画の目標

宜野湾市の温室効果ガス総排出量は、基準年度(平成 24 年度/2012 年度)で 11,474 t-CO₂でした。第2次計画は、計画策定当初、「平成 25 年度(2013 年度)～平成 32 年度(2020 年度)の 8 年間で、温室効果ガス総排出量を基準年度(平成 24 年度/2012 年度)比 8%削減」を目標としていましたが、その後「平成 25 年度(2013 年度)～令和 7 年度(2025 年度)の 13 年間で温室効果ガス総排出量を基準年度(平成 24 年度/2012 年度)比 13%削減」へと削減目標の見直しを行っております。

項 目	基準年度(平成 24 年度 /2012 年度)	目標年度(令和 7 年度 /2025 年度)
温室効果ガス総排出量	11,474 t-CO ₂	9,982 t-CO ₂
削減率	—	13%

また、温室効果ガス総排出量目標に加え、エネルギーおよび資源に関する個別削減目標も設定されています。

エネルギー・資源	令和7年度 削減目標(基準年度比)
電気	-6.5%(毎年度、基準年度比-0.5%を積み上げ)
ガソリン	-6.5%(毎年度、基準年度比-0.5%を積み上げ)
LP ガス	基準年度の排出量を維持
重油	基準年度の排出量を維持
灯油	基準年度の排出量を維持
軽油	基準年度の排出量を維持
紙	-16.25%(毎年度、基準年度比-1.25%を積み上げ)
水	-13.0%(毎年度、基準年度比-1.0%を積み上げ)

【温室効果ガス算定方法】

温室効果ガス排出量の算定方法は、次のとおりです。

$$\text{温室効果ガス排出量} = \text{活動量(エネルギー使用量)} \times \text{排出係数}^{\ast}$$

※排出係数

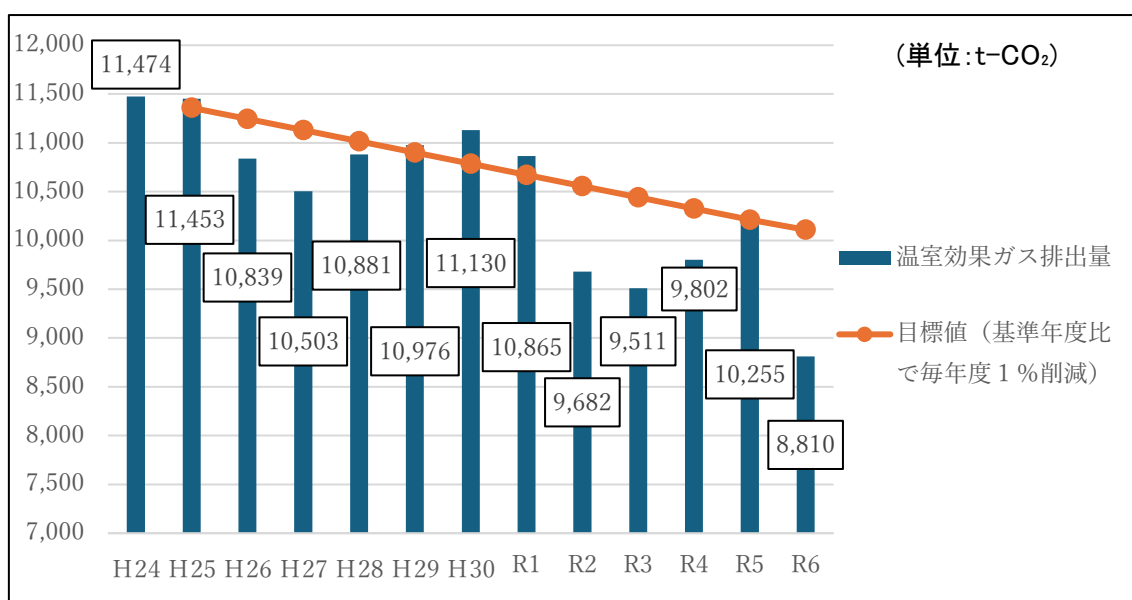
温室効果ガス排出量を算定するために用いる係数のことで、エネルギー種別ごとに温対法施行令で定められています。電気の排出係数については、温対法に基づき電気事業者ごとに毎年度算出され、発電時の燃料種等によって毎年変動します。

(2) 宜野湾市の排出状況

現在の宜野湾市の温室効果ガス総排出量は、8,810 t-CO₂となっています。(令和8年3月時点では、最新の集計年度が令和6年度となっています。)

総排出量の推移は以下のグラフのとおりです。

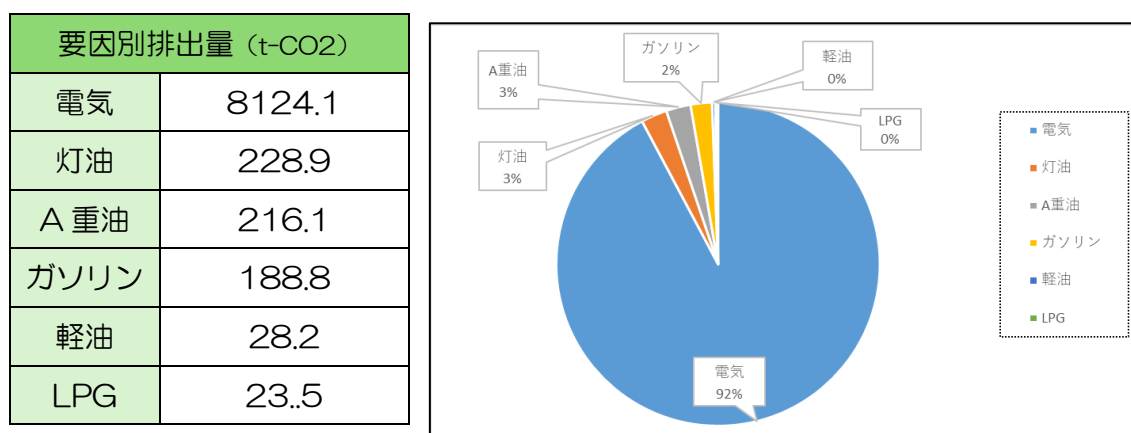
【図 2】 宜野湾市の温室効果ガス総排出量の推移



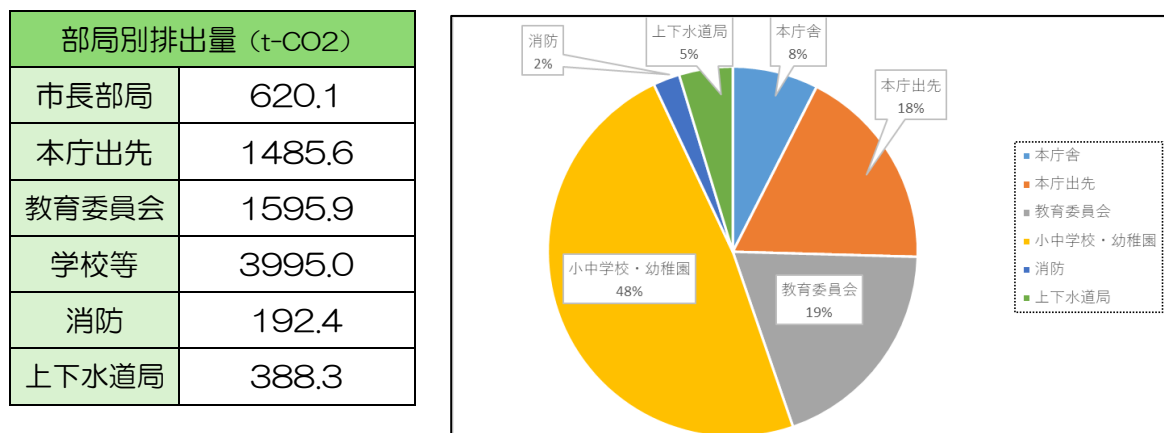
要因別にみると、電気が全体の約92%を占めており、部局別でみると、学校等が約半数を占めています。

要因別・部局別の排出量は以下のとおりです。

【表 3-1、図 3-1】 宜野湾市の温室効果ガスの要因別排出量（令和 6 年度実績）



【表 3-2、図 3-2】 宜野湾市の温室効果ガスの部局別排出量（令和 6 年度実績）



エネルギー使用量の推移、部局別のエネルギー使用量の推移については、資料編（P32～）で示します。

(3) 第2次計画の達成状況

※令和8年3月時点での最新の集計年度が令和6年度であるため、令和6年度の数値を暫定の排出量として評価しています。

「平成 25 年度(2013 年度)～令和 7 年度(2025 年度)の 13 年間で温室効果ガス総排出量を基準年度(平成 24 年度/2012 年度)比 13%削減」という目標は達成できていると言えます。

項 目	基準年度(平成 24 年度 /2012 年度)	令和 6 年度 /2024 年度)
温室効果ガス総排出量	11,474 t-CO ₂	8,810 t-CO ₂
削減率	—	23.2%

達成状況を年度別にみると、以下の表のとおりです。

【表 4】 年度別の達成状況

年度	温室効果ガス総排出量(t-CO ₂)	基準年度比(%)	目標値 (t-CO ₂)	目標達成状況
H24 (基準)	11,474	—	—	—
H25	11,453	-0.2%	11,359	未達成
H26	10,839	-5.5%	11,244	達成
H27	10,503	-8.5%	11,130	達成
H28	10,881	-5.2%	11,015	達成
H29	10,976	-4.3%	10,900	未達成
H30	11,130	-3.0%	10,786	未達成
R1	10,865	-5.3%	10,671	未達成
R2	9,682	-15.6%	10,556	達成
R3	9,511	-17.1%	10,442	達成
R4	9,802	-14.6%	10,327	達成
R5	10,255	-10.6%	10,212	未達成
R6	8,810	-23.2%	10,097	達成
R7	—	—	9,982	—

計画年度中では目標達成した年度が7回、目標未達の年度が5回と半分以上の年度で目標達成しております。

(4)第2次計画の評価

排出量の推移を詳細に見ると、平成29年度には「はごろも学校給食センター」の供用開始に伴い増加に転じ、令和2年度には新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の流行初期における施設利用の減少と一致する形で大幅に減少するなど、本市の省エネ施策とは異なる要因で大きく変動しています。

次項のとおり、市のエネルギー消費、特に電気使用量は増加し続けています。目標達成をしているのは、「電気事業者(沖縄電力株式会社)のCO2排出係数の低下」という外部要因が大きいと言えます。

電気事業者の排出係数という外部要因だけでなく、本市の施策によってエネルギー消費の絶対量を削減することが、今後の地球温暖化対策を安定的かつ実効的に進める上での最重要の課題となります。次期計画においては国や県の目標、また区域施策編との整合性も図りながら、意欲的な目標を設定していきます。

【エネルギーおよび資源に関する個別評価】

●電気使用量

電気は、基準年度において本市の温室効果ガス排出量の93.1%を占める最大の要因です。実績のとおり、電気使用量は一貫して増加傾向にあり、令和6年度には基準年度比で +10.1% になっています。これは個別目標(-6.0%)を超過する結果であり、目標は達成できていない状況です。

電気使用量増加の主な要因は以下の通りです。

新規施設の供 用開始	はごろも小学校(H26)、はごろも学校給食センター(H29)といった大規模施設の稼働。
学校における需 要増	ギガスクール構想に伴う使用タブレット端末の増加及び少人数学級や特別支援学級数の増加に伴う使用教室数の増加。
その他	コロナ対策としての常時換気とそれに伴う空調利用の増加、建設部下水道課の上下水道局への統合(H30)といった組織再編。

●燃料使用量(ガソリン・軽油・重油・灯油・LPガス)

車両燃料や設備燃料も重要な排出源です。燃料全体を総括すると、ガソリンと灯油の二項目では増加していますが、軽油・重油・LPガスの項目で目標を達成しています。使用量の減少要因としては、施設の民営化や統合といった一過性のものがあります。灯油は大幅に増加していますが、「はごろも学校給食センター」で重油から灯油へのエネルギー転換が起こったためであり、温室効果ガスの排出量は灯油のほうが少ないため、環境に配慮した転換であると言えます。

ガソリン	基準年度比 +18.2% と増加し、目標未達成となっています。コロナ禍が明けたタイミングでの外部の会議やイベントの機会の増加、令和6年度から市内各学校に公用車の配備が開始されたことが要因です。
灯油	基準年度比 +894.1% と大幅に増加しており、目標(基準年度維持)未達成となっています。これは平成29年度に供用を開始した「はごろも学校給食センター」で重油から灯油へエネルギー転換が起こったことが原因です。
軽油	基準年度比 -41.1% と減少し、目標(基準年度維持)を達成しています。主な要因は、公用車をガソリン車へ更新したことによる軽油車両の減少です。
重油	基準年度比 -54.6% と減少し、目標(基準年度維持)を達成しています。これは主に、福寿園の民営化や学校給食センターの統合・廃止といった、 報告対象範囲の縮小による一過性の減少 となっています。また、「はごろも学校給食センター」で重油から灯油へエネルギー転換が起こったことも要因です。
LPガス	基準年度比 -46.8% と減少し、目標(基準年度維持)を達成しています。重油と同様、福寿園の民営化や給食センターの統合が主な要因であり、 報告対象範囲の縮小による一過性の減少 です。

●資源(水・紙)

水資源の保全や紙使用量の削減も、環境負荷低減の観点から計画の重要な項目として位置づけられています。

省資源の取り組みは、水使用量では構造的な改善により大きな成果が見られますが、紙の使用量は業務量の増加という職員努力だけでは抑制しきれない要因で増加しています。

水	基準年度比 -36.3% と減少し、目標(-15.0%)を達成しています。これも福寿園等の民営化・施設廃止という 一過性の減少 が大きな要因ですが、加えて漏水修理や節水意識の向上といった市の継続的な取り組みも成果を上げています。
紙	基準年度比 +36.6% の増加となり、目標(-12.0%)は未達成です。両面印刷などの節減努力は進められているものの、業務量が増加しており、削減が困難な状況です。

5. 温室効果ガスの排出削減目標

(1) 目標設定の考え方

2030 年までの目標達成に向けて取組を進めていくことを踏まえ、宜野湾市の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

(2) 温室効果ガスの削減目標

第2次宜野湾市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)との整合性を図り、令和12 年度(2030 年度)までに、温室効果ガス総排出量を基準年度(平成 25 年度/2013 年度)比で **26%**削減することを目指します。

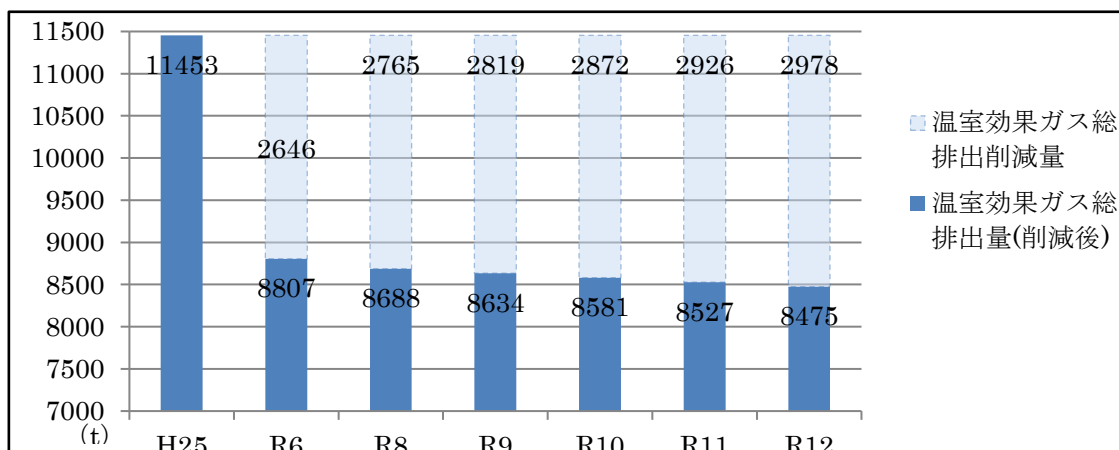
項 目	基準年度(平成 25 年度 /2013 年度)	目標年度(令和 12 年度 /2030 年度)
温室効果ガス総排出量	11,453 t-CO ₂	8,475 t-CO₂
削減率	—	26%

注)基準年度について

第2次計画では平成 24 年度としていたが、その後、国際的な動向を踏まえ国の基準年度設定が平成 25 年度とされたことから、本計画においても第3次計画より平成 25 年度を基準年度と設定する。(本市区域施策編の基準年度も平成 25 年度であることから整合性を図る。)

【表 5】計画の削減目標と総排出削減量

年度	H25(基準年度)	R6(参考実績値)	R8	R9	R10	R11	R12
排出量 (実績)	11,453 t-CO ₂	8,810 t-CO ₂	—	—	—	—	—
削減目標(基準 年度比)	—	△23.08%	△24.06 %	△24.55 %	△25.04 %	△25.53 %	△26%
温室効果ガス総 排出削減量	—	2,643 t-CO ₂	2,756 t-CO ₂	2,812 t-CO ₂	2,868 t-CO ₂	2,924 t-CO ₂	2,978 t-CO ₂



【図 4】温室効果ガス総排出量の削減目標値

(3) エネルギーごとの削減目標

各エネルギー、資源についても、可能な限り削減目標を設定します。

(3-1) エネルギーの削減目標

①【電気】について

毎年度、平成 25 年度(基準年度)比-0.36%以上を積み上げ、令和 12 年度において-26%を目標とします。内訳については下の表のとおりです。

【表 6-1】 電気の削減目標と総排出削減量

年度	H25(基準年度)	R6(参考実績値)	R8	R9	R10	R11	R12
排出量(実績)	10,666 t-CO ₂	8,124 t-CO ₂	-	-	-	-	-
削減目標(基準年度比)	-	△23.83%	△24.14 %	△24.61 %	△25.08 %	△25.55 %	△26%
温室効果ガス総排出削減量	-	2,542 t-CO ₂	2,619 t-CO ₂	2,657 t-CO ₂	2,695 t-CO ₂	2,734 t-CO ₂	2,773 t-CO ₂

②【ガソリン】について

前計画の実施状況を考慮し、計画期間中、平成 25 年度（基準年度）比－3.15%以上を積み上げ、平成 25 年度（基準年度）並みに削減することを目標とします。内訳については下の表のとおりです。

【表 6-2】 ガソリンの削減目標と総排出削減量

年度	H25(基準年度)	R6(参考実績値)	R8	R9	R10	R11	R12
排出量 (実績)	159 t-CO ₂	189 t-CO ₂	－	－	－	－	－
削減目標(基準年度比)	－	118.87%	112.57 %	109.42 %	106.27 %	103.12 %	100%
温室効果ガス総 排出削減量	－	△30 t-CO ₂	10 t-CO ₂	15 t-CO ₂	20 t-CO ₂	25 t-CO ₂	30 t-CO ₂

③【LP ガス】【重油】【灯油】【軽油】について

前計画の実施状況を考慮し、計画期間中、平成 25 年度（基準年度）より増加させず維持することを目標とします。ただし、平成 29 年度はごろも給食センター稼働により、重油から灯油へのエネルギー転換が起こっているため、重油と灯油に関しては、平成 29 年度より増加させずに維持することを目標とする。

LP ガス(kg)							
年度	H25 (基準)	...	H29	...	R8	...	R12
目標値	基準年度より増加させない。						

重油(ℓ)							
年度	H25 (基準)	…	H29	…	R8	…	R12
目標値	平成 29 年度より増加させない。						

灯油(ℓ)							
年度	H25 (基準)	…	H29	…	R8	…	R12
目標値	平成 29 年度より増加させない。						

軽油(ℓ)							
年度	H25 (基準)	…	H29	…	R8	…	R12
目標値	基準年度より増加させない。						

(3-2) 資源の削減目標

① 紙使用量について

平成 25 年度の紙使用量は、8,183,947 枚であり、平成 25 年度以降増加傾向にあります。今後は、電子化促進等の削減に向けた取り組みを進め、計画期間内に基準年度比 17%の使用量削減を目指すこととします。

削減目標	令和 12 年度までに平成 25 年度(基準年度)比で17%削減する。
------	-------------------------------------

② 水使用量について

平成 25 年度の水使用量は、196,024m³であり、前計画においても目標達成している状況です。今後も、これまで以上に削減に向けた取り組みを進め、基準年度比 20%の使用量削減を目指すこととします。

削減目標	令和 12 年度までに平成 25 年度(基準年度)比で 20% 削減する。
------	--

(4)グリーン購入の推進目標

これまでも、本市は「宜野湾市グリーン購入基本方針」に基づき、環境配慮型製品の優先的な購入に努めてきました。今計画では前計画と同様に環境配慮型製品等の購入割合を計画期間中 95%以上とすることを目標とします。

推進目標	計画期間中、グリーン購入割合 95%以上 を目標とします。
------	--------------------------------------

6. 目標達成に向けた取組

(1) 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因の大部分を占める電気と、灯油・重油・ガソリンなどの燃料の削減に重点的に取り組めます。

(2) 具体的な取組内容

宜野湾市においては、「太陽光発電の最大限の導入」、「電動車の導入」、「LED 照明の導入」を重点的な取組として位置付けます。

【表 7】 本計画に盛り込む主な措置の内容とその目標

措置	目標
太陽光発電の最大限の導入	「令和6年度宜野湾市公共施設への再生可能エネルギー導入ポテンシャル調査業務」の報告を踏まえ、2030 年度までに設置可能な公共施設(敷地含む)の約 50%以上に太陽光発電設備を設置、2040 年度までに 100%の導入を目指すこととする。 ・公共工事の際は構想・設計段階から太陽光発電の導入に努める。 ・同調査業務において、PPA(第三者所有)やリース方式での導入も優位とされたことから、自己所有型以外での導入も検討する。 ・同調査業務を参考に、設置コストと電気料削減効果の比較等の事業採算性も考慮し、導入を検討することとする。 ・社会実装の状況(生産体制・施工方法の確立等)を踏まえて、ペロブスカイト太陽電池等の技術的革新の率先導入も検討する。
建築物における省エネルギー対策の徹底	2030 年度までに新築建築物の平均で ZEB ready 相当となることを目指す。また、2030 年度以降には更に高い省エネ性能を目指す。また、既存建築物について省エネ対策を徹底する。 公共工事は一般事務と比べ環境に及ぼす影響が大きいため、資材製造から解体(廃棄段階も含む)に至るまでのライフサイクル全体を通じた温室効果ガスの排出削減に努める。 ・公共工事の際は構想・設計段階から ZEB 導入等の省エネ対策の徹底に努める。

措置	目標
電動車の導入 ※ <u>電動車:電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド車、ハイブリッド車</u>	公用車については、代替可能な電動車がない場合等を除き、 新規導入・更新については全て電動車とする。 ・比較的年式が新しい現行車両の過度な更新にならない導入計画を図ることとする。
LED 照明の導入	既存設備を含めた全体のLED照明の導入割合を2030年度までに100%とする。

※新庁舎建設等の施設計画が控えていることから、太陽光発電設備の重複整備等、資源活用
 の非効率化に陥ることのない導入計画を図ることとする。

※ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル):50%以上の省エネルギーを図った上で、再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量を更に削減した建築物について、その削減量に応じて、①『ZEB』(100%以上削減)、②Nearly ZEB(75%以上100%未満削減)、③ZEB Ready(再生可能エネルギー導入なし)と定義しており、また、30~40%以上の省エネルギーを図り、かつ、省エネルギー効果が期待されているものの、建築物省エネ法に基づく省エネルギー計算プログラムにおいて現時点で評価されていない技術を導入している建築物のうち1万㎡以上のものを④ZEB Orientedと定義している。

① 施設設備等の運用改善

現在保有している施設設備等の運用方法を見直し、省エネルギー化を推進します。

- 照明は労働安全法の基準に留意しながら不要な照明の消灯に努めます。
- OA機器は不要時の電源を切る等し、待機電力等の削減に努めます。
- ボイラーや燃焼機器は高効率で運転できるよう運転方法を調整します。
- 空調機器はフィルター類の清掃頻度を上げて送風効率を向上させます。

② 施設設備等の更新

新たに施設設備を導入する際や現在保有している施設設備等を更新する際には、エネルギー効率の高い施設設備等を導入することで省エネルギー化を推進します。

- 空調機器は中央方式型や氷蓄熱用型から高効率型への切替等を行い設備の更新を進めます。
- トイレ等の照明は人感センサー導入等自動消灯への切替えを行います。
- 街路灯・防犯灯の LED 化を促進します。

③ グリーン購入・環境配慮契約等の推進

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」や「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）」に基づく取組を推進し、省資源・省エネルギー化に努めます。

- 宜野湾市グリーン購入基本方針に基づいた物品等の調達を進めます。
- 用紙の節減や、節水、ゴミの減量に取り組みます。

④ 再生可能エネルギーの導入

太陽光発電等の再生可能エネルギーを積極的に導入し、温室効果ガスの排出量を削減します。

- 2030 年度までに設置可能な公共施設（敷地含む）の約 50% 以上に太陽光発電を導入します。
- 太陽光発電を既に導入済の施設についても、定期的なメンテナンスを行い、設備を最大限に活用できるよう努めます。

⑤ 電動車（EV・FCV・PHEV・HV）の導入

公用車を更新する際には、原則的に電動車（EV・FCV・PHEV・HV）を導入し、2030 年度までに代替可能な電動車がない場合等を除き、可能な限り全て電動車とします。

⑥ LED 照明の導入

既存設備を含めて全体のLED照明の導入割合を 2030 年度までに 100%とします。

⑦ 職員の日常の取組

職員への意識啓発を進め、省エネルギー・節電等の取組を定着させます。

- エコリーダーによる職員への意識啓発に取り組みます。
- 不要な照明を消灯し、電気製品はこまめに電源を切ります。
- 空調は運転時間や適正な設定温度を心掛けます。
- 公用車を利用する際には、できる限り相乗りするとともに、運転に際してはエコドライブを実践します。
- 業務の効率化に努め、電気や公用車等の使用削減に努めます。
- ノーマイカーデーやマイボトル等の実践に取り組みます。
- 用紙の裏紙使用や両面印刷、2in1印刷を心がけます。
- 会議資料等の電子化に努めます。
- 職員一人一人が廃棄物の減量及びリサイクルに努めることとします。また、施設利用者等への周知に努めることとします。

⑧ 職員のワークライフバランスの確保

温室効果ガスの排出削減につながる効率的な勤務体制を構築します。

- 計画的な定時退庁の実施により超過勤務を縮減します。
- 事務の見直しによる残業の削減や、有給休暇の計画的消化を推進します。
- テレワークの推進や Web 会議システムの積極的な活用を進めます。

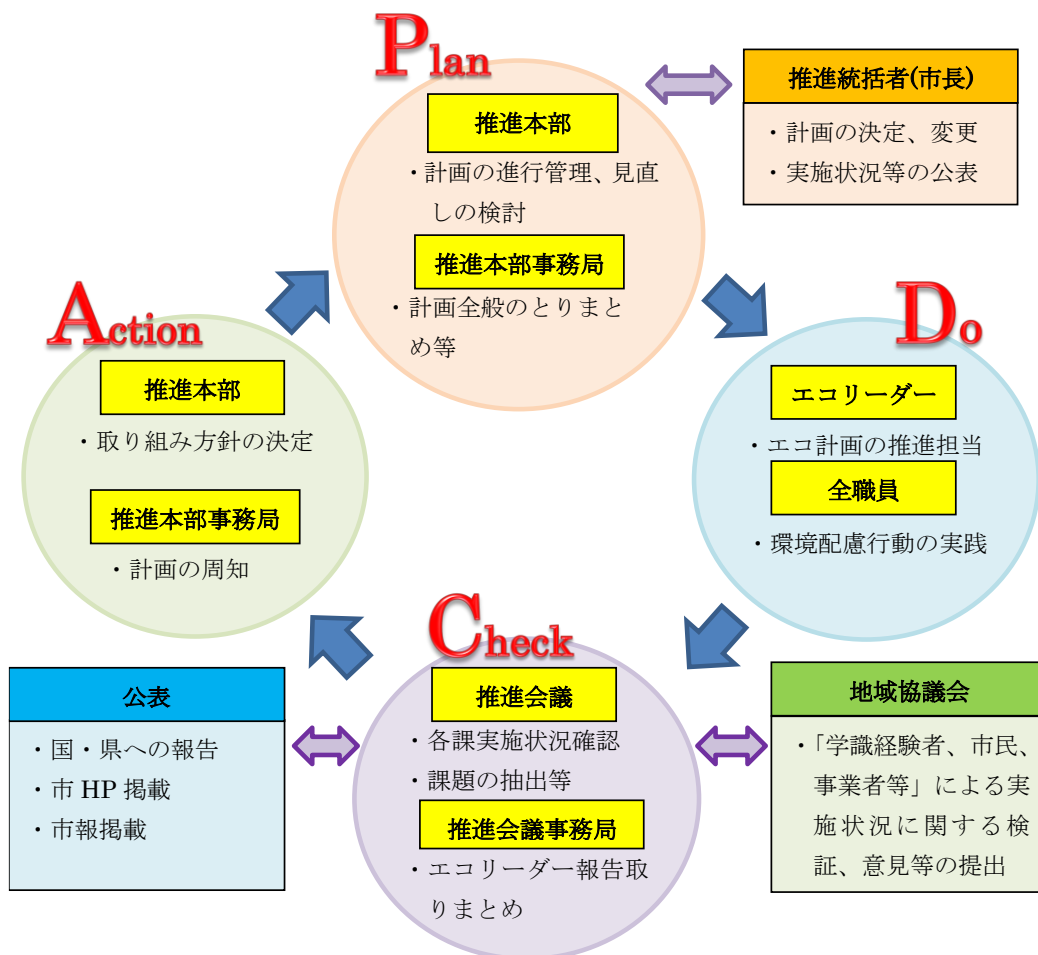
7. 進捗管理体制と進捗状況の公表

(1) 推進体制

本計画を推進するため、市長を推進統括者とする「宜野湾市地球温暖化対策実行計画推進本部」を最高意思決定機関として設置します。各部局には「推進会議」を設け、各課には「エコリーダー」を配置し、全庁一丸となって取り組みます。

(2) 点検・評価・見直し体制

本計画の進捗管理は、以下の PDCA サイクルに基づき実施します。



・ Plan(計画)

推進本部の計画及び見直しの協議を経て、推進統括者が計画の決定及び変更を行います。

・ Do(実行)

全職員が環境配慮行動を実践します。エコリーダーが取組状況を記録・集計し、各部署毎の推進会議に報告します。

・ Check(点検)

推進会議は報告を基に進捗状況を確認・評価し、課題を抽出して推進本部へ報告します。地域協議会は、計画及び実施状況に関して検証等を行い、必要に応じて意見等を提出します。

・ Action(改善)

推進本部は、評価結果を踏まえ、取組方針の見直しや、目標達成に向けた改善指示を行います。

(3)職員に対する意識啓発等

- ・推進本部事務局は、職員の意識啓発を図るため環境に関する研修を実施する。
- ・模範的な事例や取組については、全庁的に共有を図る。

(4)進捗状況の公表

地球温暖化対策推進法第 21 条第 15 項に基づき、本計画の進捗状況(温室効果ガス総排出量を含む)を市民に広く情報提供するため、**毎年度 1 回**、市の広報誌やホームページ等で公表します。

(5)各所管課の役割

1. 各部署等の主管課【各部署】

- ①各部署等における推進会議の庶務を行う。

2. 物品等の集中調達所管課【環境対策課】【契約検査課】【総務課】

- ①環境配慮製品等の調達の推進を図るため宜野湾市グリーン購入基本方針に基づき、各部署等へ周知する。
- ②契約物品単価表の環境配慮製品率の向上を目指し、各部署等へ周知する。
- ③公用車の原則共有化や不用備品・物品のリサイクルシステムを確立し、効率的な活用を図る。

3. 庁舎等の管理所管課【総務課】【各施設担当課】

- ①照明、空調、その他設備・機器等の管理は、環境の配慮に努めるとともに、エコ計画に基づき適切に行う。
- ②省エネ機器を積極的に導入する。
- ③庁舎内の家電製品については、撤去を含めて適正な管理を行う。
- ④廃棄物の減量やリサイクルを推進するため、ごみ分別を徹底するなど効果的な手段を講じる。

4. 情報システムの管理所管課【デジタル推進課】

- ①省エネタイプのパソコンや周辺機器等の導入を図る。
- ②DXにより庁内のデジタル化及びスマート行政の推進を図り、用紙の使用削減を促進する。

5. 職員の研修及び庁内組織の所管課【環境対策課】【人事課】【行政経営室】

- ①エコ計画に関する研修を行う。
- ②組織体制の適正管理及び定時退庁、時間外勤務の縮減を図る。

6. 公共工事の環境対策及び市公共施設の設計等を所管する課【建設部】【上下水道局水道施設課・下水道施設課】【教育委員会施設課】

- ①公共施設の整備等に伴う資材関連の再資源化を促進する。
- ②公共施設の設計にあたっては、環境配慮製品や省エネ機器の導入に努める。また、太陽光発電施設など再生可能エネルギーの活用にも努める。

7. 市予算を統括する課【財政課】【企画政策課】

- ①環境配慮製品の購入及び環境配慮型公共施設整備等に関してコスト比較（平準化・削減）を考慮した予算編成ができるよう努める。

8. 事務局【環境対策課】

- ①エコ計画に関する事務を統括する。
- ②エコ計画を市役所全体に周知徹底する。
- ③推進本部及び推進会議による点検・評価等を経て実績報告書を作成、公表する。
- ④その他エコ計画の推進に関すること。

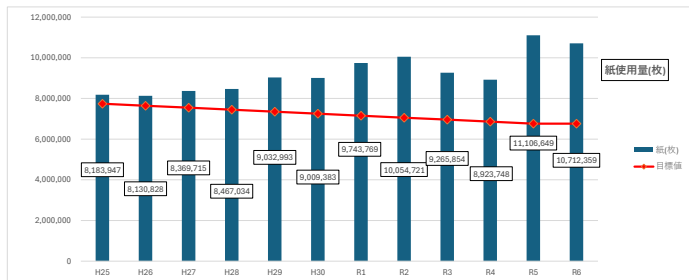
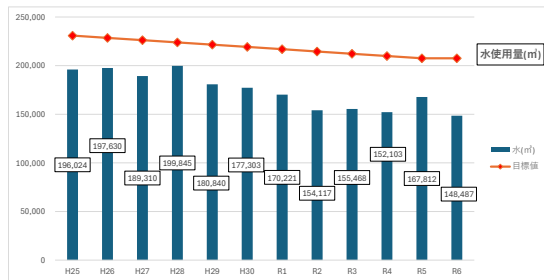
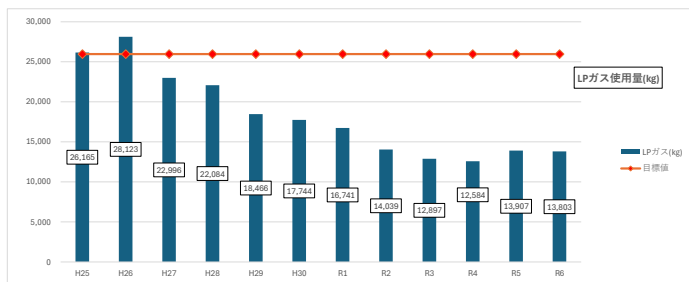
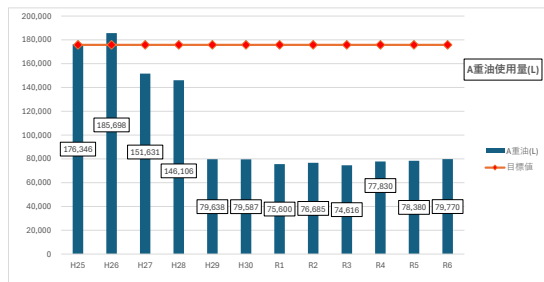
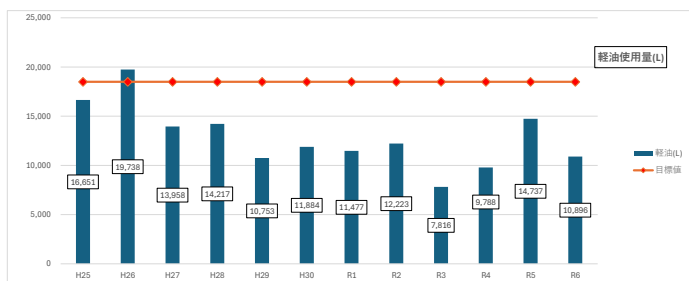
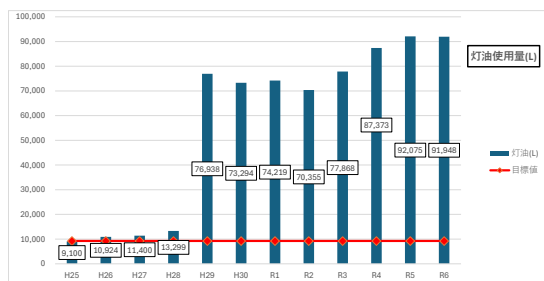
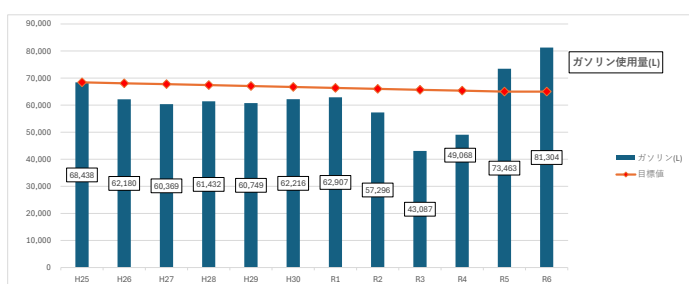
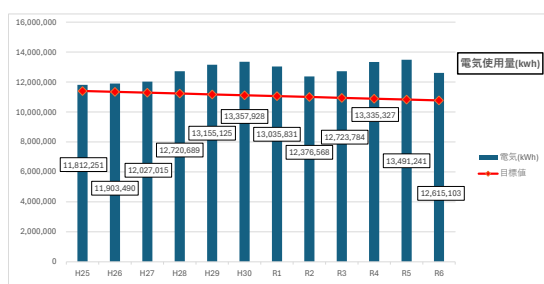
資料編

1. エネルギー使用量、省資源(平成 24 年度～令和 6 年度)の整理

各エネルギー使用量の推移、部局ごとのエネルギー使用量の推移は、次ページ以降に表と図で示しています。

エネルギー使用量の推移

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R4 目標値	エネルギー削減率 (R6 - H24)	基準年度比	目標値
電気(kWh)	11,461,876	11,812,251	11,903,490	12,027,015	12,720,689	13,155,125	13,357,928	13,035,831	12,376,568	12,723,784	13,335,327	13,491,241	12,615,103	10,774,163	1,153,227	10.1%	-6.0%
目標値		11,404,567	11,347,257	11,289,948	11,232,638	11,175,329	11,118,020	11,060,710	11,003,401	10,946,092	10,888,782	10,831,473	10,774,163				
ガソリン(L)	68,780	68,438	62,180	60,369	61,432	60,749	62,216	62,907	57,296	43,087	49,068	73,463	81,304	64,653	12,524	18.2%	-6.0%
目標値		68,436	68,092	67,748	67,404	67,061	66,717	66,373	66,029	65,685	65,341	64,997	64,653				
灯油(L)	9,249	9,100	10,924	11,400	13,299	76,938	73,294	74,219	70,355	77,868	87,373	92,075	91,948	9,249	-	894.1%	基準年と同じ
目標値		9,249	9,249	9,249	9,249	9,249	9,249	9,249	9,249	9,249	9,249	9,249	9,249				
軽油(L)	18,497	16,651	19,738	13,958	14,217	10,753	11,884	11,477	12,223	7,816	9,788	14,737	10,896	18,497	-	-41.1%	基準年と同じ
目標値		18,497	18,497	18,497	18,497	18,497	18,497	18,497	18,497	18,497	18,497	18,497	18,497				
A重油(L)	175,791	176,346	185,698	151,631	146,106	79,638	79,587	75,600	76,685	74,616	77,830	76,380	79,770	175,791	-	-54.6%	基準年と同じ
目標値		175,791	175,791	175,791	175,791	175,791	175,791	175,791	175,791	175,791	175,791	175,791	175,791				
LPガス(kg)	25,967	26,165	28,123	22,996	22,084	18,466	17,744	16,741	14,039	12,897	12,584	13,907	13,803	25,967	-	-46.8%	基準年と同じ
目標値		25,967	25,967	25,967	25,967	25,967	25,967	25,967	25,967	25,967	25,967	25,967	25,967				
水(m)	233,237	196,024	197,630	189,310	199,845	180,840	177,303	170,221	154,117	155,468	152,103	167,812	148,487	205,249	-84,750	-36.3%	-12.0%
目標値		230,905	228,572	226,240	223,908	221,575	219,243	216,910	214,578	212,246	209,913	207,581	207,581				
紙(枚)	7,839,546	8,183,947	8,130,828	8,369,715	8,467,034	9,032,993	9,009,383	9,743,769	10,054,721	9,265,854	8,923,748	11,106,649	10,712,359	6,663,614	2,872,813	36.6%	-15.0%
目標値		7,741,552	7,643,557	7,545,563	7,447,569	7,349,574	7,251,580	7,153,586	7,055,591	6,957,597	6,859,603	6,761,608	6,761,608				

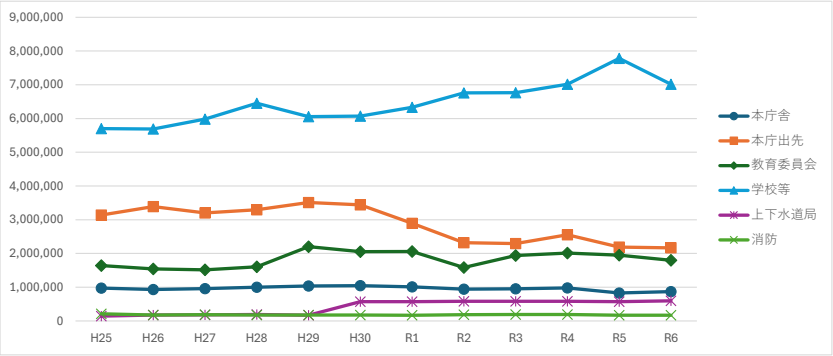


部局別エネルギー使用量の推移

電気使用量

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
本庁舎	1,014,697	975,061	931,127	959,285	997,666	1,034,418	1,045,839	1,011,899	944,442	952,567	978,112	829,147	868,209
本庁出先	3,235,352	3,140,057	3,392,242	3,201,678	3,297,870	3,510,870	3,440,003	2,891,482	2,321,241	2,293,664	2,552,968	2,187,471	2,166,704
教育委員会	1,552,539	1,640,799	1,540,045	1,515,264	1,604,698	2,202,627	2,052,183	2,057,487	1,585,974	1,940,495	2,012,513	1,948,710	1,795,836
学校等	5,280,962	5,701,252	5,689,412	5,982,725	6,453,472	6,058,337	6,069,562	6,333,992	6,758,575	6,766,837	7,015,831	7,783,291	7,018,546
上下水道局	177,117	143,046	173,064	180,616	189,939	172,335	573,803	572,544	582,140	581,176	583,294	572,304	596,424
消防	201,209	212,036	177,600	187,447	177,044	176,538	176,538	168,427	184,196	189,045	192,609	170,318	169,384

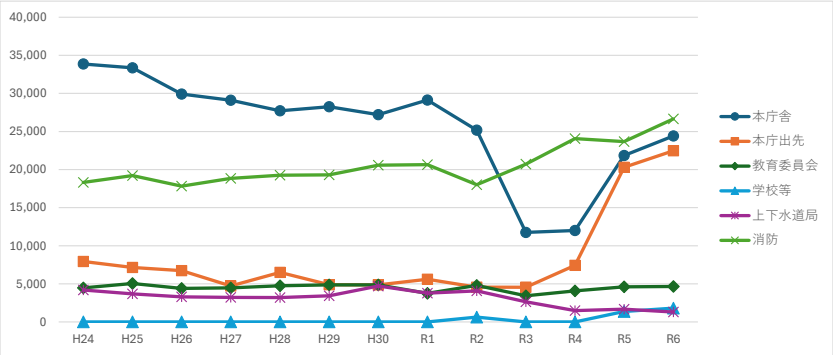
推移



ガソリン

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
本庁舎	33,860	33,362	29,919	29,106	27,714	28,259	27,204	29,136	25,186	11,754	12,013	21,843	24,420
本庁出先	7,926	7,140	6,744	4,728	6,502	4,882	4,869	5,604	4,570	4,553	7,431	20,300	22,470
教育委員会	4,474	5,045	4,394	4,463	4,747	4,875	4,858	3,755	4,797	3,431	4,075	4,606	4,649
学校等	0	0	0	0	0	0	0	0	640	0	0	1368	1812.1
上下水道局	4,201	3,675	3,296	3,231	3,211	3,420	4,713	3,773	4,089	2,635	1,484	1,668	1,298
消防	18,319	19,216	17,827	18,841	19,258	19,313	20,572	20,639	18,013	20,714	24,065	23,679	26,655

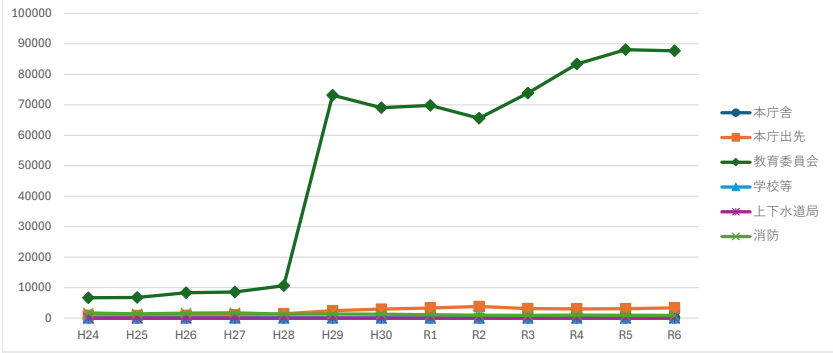
推移



灯油

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
本庁舎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
本庁出先	907	904	962	1,101	1,371	2,464	2,971	3,310	3,824	3,142	2,987	3,067	3,348
教育委員会	6,680	6,795	8,337	8,569	10,650	73,147	69,033	69,815	65,575	73,829	83,404	88,096	87,695
学校等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上下水道局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消防	1,662	1,401	1,625	1,730	1,278	1,327	1,290	1,094	957	897	982	912	905

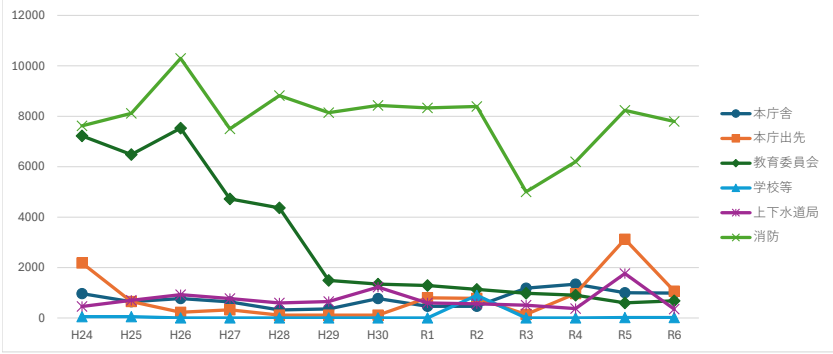
推移



軽油

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
本庁舎	965	646	769	637	319	356	773	461	462	1,186	1,341	998	989
本庁出先	2,178	652	225	324	113	113	113	799	775	140	969	3124	1063.3
教育委員会	7,223	6,485	7,527	4,722	4,367	1,491	1,344	1,290	1,135	982	907	600	683
学校等	53	51	0	0	0	0	0	0	900	0	0	16	16
上下水道局	460	700	922	772	596	652	1,222	595	562	503	376	1763	349
消防	7,618	8,117	10,295	7,503	8,822	8,141	8,432	8,332	8,389	5,005	6,195	8,236	7796

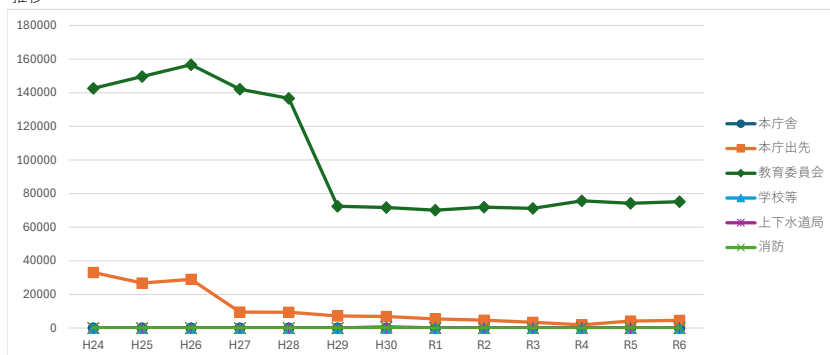
推移



A重油

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
本庁舎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
本庁出先	33,041	26,760	29,030	9,529	9,427	7,240	6,880	5,420	4,722	3,397	1,917	4,133	4,554
教育委員会	142,630	149,586	156,668	142,102	136,679	72,398	71,730	70,110	71,963	71,219	75,706	74,188	75,141
学校等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上下水道局	0	0	0	0	0	0	724	70	0	0	207	0	75
消防	120	0	0	0	0	0	253	0	0	0	0	60	0

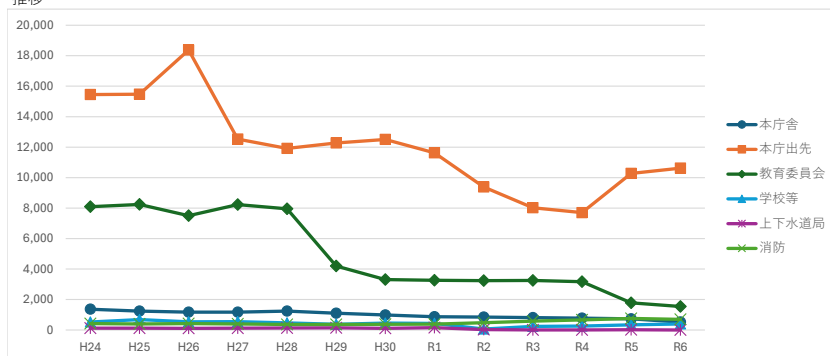
推移



LPガス

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
本庁舎	1,364	1,239	1,170	1,174	1,240	1,100	985	875	846	811	784	733	522
本庁出先	15,448	15,474	18,374	12,529	11,920	12,276	12,509	11,630	9,386	8,018	7,705	10,275	10,627
教育委員会	8,088	8,239	7,503	8,227	7,949	4,203	3,307	3,260	3,241	3,248	3,170	1,786	1,545
学校等	526	686	536	551	470	372	456	436	66	239	261	337	405
上下水道局	121	125	113	120	135	149	113	155	26	2	5	16	1
消防	420	402	427	395	370	366	374	385	474	579	660	760	704

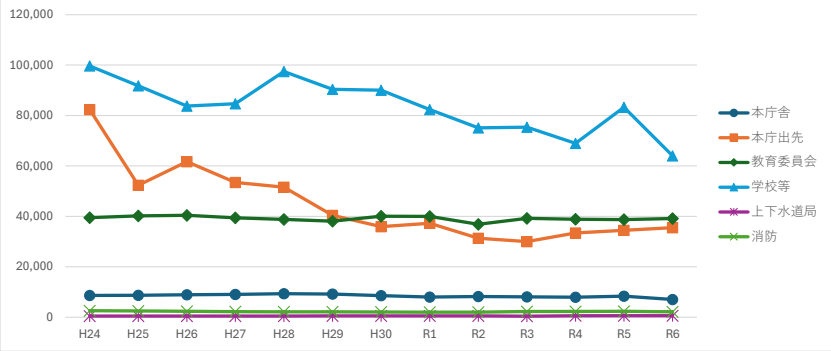
推移



水

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
本庁舎	8,656	8,720	8,913	9,069	9,345	9,189	8,602	8,026	8,212	8,108	7,964	8,330	7,051
本庁出先	82,385	52,319	61,695	53,446	51,616	40,399	35,976	37,295	31,356	30,004	33,414	34,507	35,535
教育委員会	39,481	40,224	40,438	39,414	38,809	38,086	40,056	40,003	36,872	39,231	38,890	38,766	39,161
学校等	99,668	91,785	83,735	84,703	97,475	90,420	90,040	82,377	75,100	75,414	68,945	83,265	64,018
上下水道局	454	494	484	473	445	578	549	515	551	416	588	581	583
消防	2,593	2,482	2,365	2,205	2,155	2,168	2,080	2,005	2,026	2,295	2,302	2,363	2,139

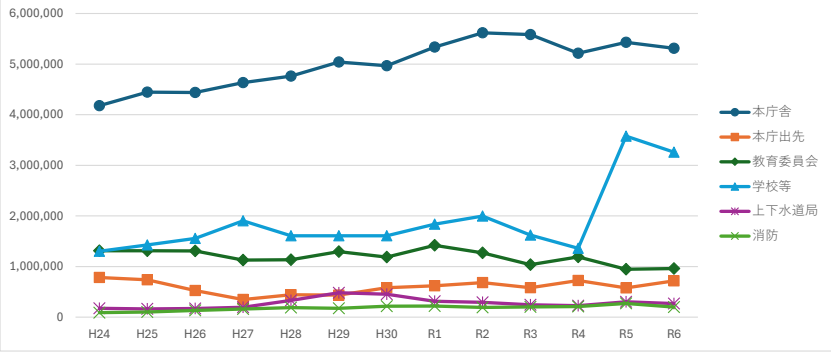
推移



紙

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
本庁舎	4,179,166	4,446,422	4,438,481	4,634,952	4,762,121	5,039,711	4,966,453	5,335,996	5,618,114	5,583,506	5,214,425	5,431,649	5,311,382
本庁出先	783,229	737,989	524,664	347,612	443,257	435,707	581,616	619,117	683,717	580,525	723,566	578,766	715,477
教育委員会	1,311,351	1,310,314	1,308,930	1,126,663	1,133,646	1,294,222	1,186,437	1,418,709	1,270,861	1,036,187	1,190,312	945,937	960,754
学校等	1,301,978	1,425,524	1,554,696	1,904,639	1,607,534	1,607,534	1,607,534	1,838,572	1,996,130	1,619,733	1,360,371	3,576,739	3,258,880
上下水道局	175,000	162,500	172,000	195,872	330,666	482,000	453,000	313,000	293,152	243,339	224,799	303,475	267,898
消防	88,822	101,198	132,057	159,977	189,810	173,819	214,343	218,375	192,747	202,564	210,275	270,083	197,968

推移



2. 計画進捗状況の整理

本計画に基づく主な取り組みは以下のとおりです。

【高効率・省エネ設備の導入】

施設の改修および増改築時を捉えた、LED 照明の導入など、エネルギー利用設備の省エネ化に取り組んでいます。

《参考》これまでの主な省エネ改修(令和6年度末)

導入年 度	施設	導入設備
H21	水道局	空調機器・給湯機の改修(省エネタイプ)
H23	本庁舎	屋上への遮熱塗装、窓への遮熱フィルム塗布
H24	水道局	LED ライトの導入
	真志喜中学校	トイレへの LED ライトの導入、節水コマ、自閉式水洗の導入
H25	中央公民館	トイレ内改修工事において、節水型トイレ、LED ライトの導入
	市民図書館	空調機器の改修
	はごろも小学校(新設)	使用電力・水量監視装置、雨水利用設備(トイレ・散水)の導入 グラウンドの芝生化、壁面緑化
H26	中央公民館	中央公民館内図書室、青少年サポートセンターの空調機器改修、LED ライトの導入(少数ずつ随時交換)
	消防本部	消防本部事務室内の空調機器改修、LED ライトの導入
H27	中央公民館	展示室内空調機器改修、LED ライトの導入(少数ずつ随時交換)
	消防署 真志喜出張所	出張所事務室内空調機器改修
	大山幼稚園	幼稚園内ホールに LED ライトの導入
	本庁舎	1 階ホールに LED ライトの導入
H28	中央公民館	研修室、視聴覚室、前室の空調機器改修、LED ライトの導入(少数ずつ随時交換)

H29	中央公民館	研修室1、児童室の空調機器導入
H30	人材育成交流センターめぶき	空調器機入替、改修
	中央公民館	舞台周辺照明のLEDライト導入
R1 (H31)	本庁舎	会計課と庁議室を除く本館にLEDライトの導入 (R1.11月～R2.8月の庁舎耐震工事と併せて実施)
	志真志小学校 (増改築)	省エネ空調設備、LED型照明、節水型トイレの導入
R2	本庁舎	LEDライトの導入(市民課)
	我如古出張所	改築に伴い、省エネ空調設備、各室にLEDライトの導入
R2	中央公民館	集会場及び大ホールにLEDライトの導入
	市立博物館	空調設備改修
R3	人材育成交流センターめぶき	LEDライトの導入(少数ずつ随時交換)
	消防本部	事務所入り口にLEDライトの導入
	上下水道局	庁舎改修工事に伴い、LEDライト、人感センサー、自動水栓、ブラインド、個別空調設備の導入
	大山小学校・幼稚園	省エネ空調設備改修
R4	消防本部	10か所にLEDライトの導入
	普天間小学校	プール増改築工事に伴い、省エネ空調設備、LEDライト、節水型トイレの導入
	普天間第二小学校	省エネ空調設備改修
	市民図書館	屋外外灯にLEDライトの導入
R5	宜野湾市立体育館	LEDライトの導入
	真志喜出張所	車庫にLEDライトの導入
	中央公民館	空調・LED等改修工事中(R5.8～R7.1)
	宜野湾給食センター	空調設備改修

	普天間第二小学校	空調設備改修
	公用車	副市長車をハイブリッド車に切り替え
R6	本庁舎	本館個別空調機設置のため電源改修工事を実施
	保健相談センター	LED ライトの導入
	うなばら保育所	空調機をリース対応し、個別対応機器に変更
	市立博物館	館内トイレ、外灯等に LED ライト導入
	宜野湾給食センター	LED ライトの導入
	公用車	市長車、議長車をハイブリッド車に切り替え 防災危機管理室にて PHEV に切り替え

【公用車への対策】

エコドライブの実施、次世代自動車を可能な限り導入します。

《参考》公用車における次世代自動車の推移

車種	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
ハイブリッド車	1 台	0 台	2 台	2 台	2 台	2 台	0 台
クリーンディーゼル車	0 台	1 台	1 台	1 台	1 台	1 台	1 台
PHEV	0 台	0 台	0 台	0 台	0 台	0 台	0 台

車種	R1 (H31)	R2	R3	R4	R5	R6
ハイブリッド車	0 台	0 台	0 台	0 台	1 台	3 台
クリーンディーゼル車	1 台	1 台	1 台	1 台	1 台	1 台
PHEV	0 台	0 台	0 台	0 台	0 台	1 台

【再生可能エネルギーの導入】

CO2 の排出削減のほか、環境学習や市民への啓発などを目的に市施設へ太陽光発電設備を設置しています。

《参考》公共施設への再生可能エネルギー導入状況(令和5年度末現在)

導入年度	施設	導入設備	設置規模
H21	嘉数小学校	太陽光発電設備	11kw
H21	本庁舎 別館	太陽光発電設備	79kw
H23	真志喜中学校	太陽光発電設備	80kw
H23	普天間第二小学校	太陽光発電設備	5kw
H25	はごろも小学校	太陽光発電設備	42.5kw
H28	赤道老人福祉センター	太陽光発電設備 リチウム蓄電池	16.5kw (34kWh)
R1(H31)	志真志小学校	太陽光発電設備	5.5kw
合計			239.5kW (34kWh)

※赤道老人福祉センターの発電設備は R4 年8月に故障しており、復旧の予定は未定です。

【資源・エネルギーの有効活用(ソフト面での対策)】

職員1人1人の日常行動や電気製品等の利用に関する見直しを行うなど、エネルギー使用量の削減に向けて取組みを行いました。職員が積極的に環境配慮行動に取り組むことで、市民・事業所への率先行動を示します。

○空調機器の適正管理 (適切な運転期間、運転時間、温度管理を推進しています)

○照明の適正管理 (必要以外の消灯(使用していない会議室、トイレ等)、昼休みの消灯、間引きの実施、自動販売機照明の消灯、LED 電球への切り替えを推進しています)

○電気製品の適正管理（省電力機能の活用、待機電力の削減〈休日前など長時間使用しないときのコンセントプラグ取り外し〉、個人電子機器の持ち込み自粛を推進しています）

○ノー残業デーの実施（毎週水曜日・月末金曜日をノー残業デーと定め、業務の効率化及び労働時間の短縮を推進しています）

○ノーマイカーデーの実施（毎月第1・3金曜日に自動車利用を自粛し、徒歩や公共交通機関での通勤を推進しています）

○エコに関する啓蒙啓発（地球温暖化防止月間パネル展〈毎年12月〉）

○紙資源の使用削減（紙媒体の電子化、両面印刷、裏紙の使用、再生紙の利用、資料等の簡素化、封筒の再利用を推進しています）

○水資源の使用削減（節水コマの取り付け、節水型機器への取り換え、水道水圧を低めに設定、また、職員一人一人が節水を心掛けます）

○グリーン購入の推進（「グリーン購入法」及び「宜野湾市グリーン購入基本方針」に適合した環境に優しい製品の購入を推進しています）

R6公共施設への再生可能エネルギー導入ポテンシャル調査の概要

- 脱炭素社会の実現に向けた基礎資料として、太陽光発電設備が設置可能な公共施設を調査・分析
- 調査対象の公共施設（83施設）に対する段階的なスクリーニング調査により**10施設を抽出**
- より効果的・効率的な太陽光発電設備導入の方向性を検討／**自己所有・PPA・リース方式**
- 調査結果を踏まえた**電気料金及びCO2排出削減量を算定**
- 併せて、省エネ効果の高いと想定される**2施設のZEB可能性調査診断を実施**（省エネ診断・ZEB化提案）

調査結果を踏まえた電気料金及びCO2排出削減量の算定（推奨ポテンシャル※自家消費基本）

施設No	施設名	年間電気使用量(kWh)	太陽光自家消費量(kWh)	電気料金削減量(千円/年)	CO2排出削減量(t-CO2)
1	普天間幼稚園、普天間小学校	353,413	71,392	1,782	50.6
2	普天間第二幼稚園、普天間第二小学校	455,149	53,935	1,346	38.2
4	宜野湾幼稚園、宜野湾小学校	494,666	79,074	1,973	56.1
5	嘉数幼稚園、嘉数小学校	557,084	142,245	2,250	100.9
7	志真志幼稚園、志真志小学校	371,914	69,889	1,745	49.6
8	長田幼稚園、長田小学校	435,280	72,290	1,804	51.3
10	普天間中学校	490,853	63,430	1,583	45.0
11	嘉数中学校	574,169	98,930	2,469	70.1
12	真志喜中学校	549,096	30,873	770	21.9
33	宜野湾市民図書館	320,787	67,283	1,679	47.7
合計		4,602,411	749,341	17,401	531.3

※同調査業務報告書より表引用

設備導入手法ごとの優位性（全施設共通）

自己所有	PPA	リース
△	○	○

CO2削減率
電気：△**5.5%**
全体：△**5.2%**

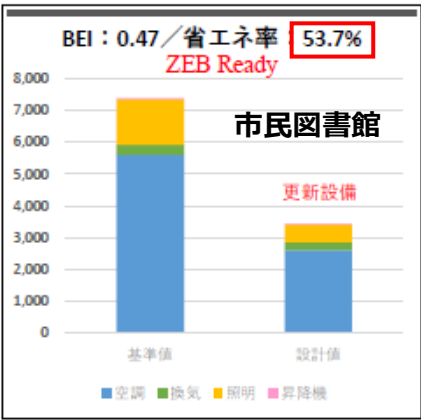
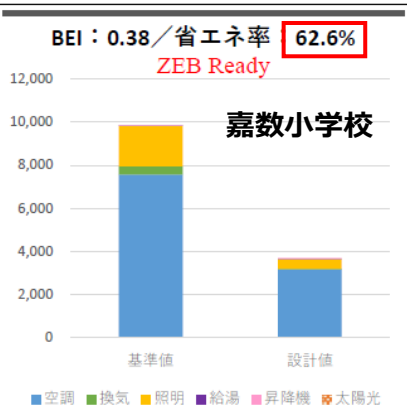
●自己所有方式(設置コスト調査)

- ・設置コスト(概算)：532,660千円（パネル枚数単価より算出）
- ・コスト回収所要年数：30.6年（設置コスト/電気料金削減量）
- 現行補助の場合10.2年と想定**（30.6年＊市負担率1/3）
- （設備法定耐用年数17年(実際には20年以上使用可能)）
- ※上記、同調査業務報告書を基に環境対策課にて算出

●PPA(第三者所有)方式(事業採算性の調査)

- ・物価上昇や地域性等を鑑み、県内事業者へヒアリングを実施
- ・PPA方式の成立要因は、「保守単価」「発電規模」「建設単価」
- ・仮に建設単価60万円/kw程度で成立の可能性が上がる
- ・さらに、発電規模50kw以上、保守単価45円/kWh以上の設定で補助事業活用なしでも事業成立の可能性が期待できる。
- ※リース方式は具体的なヒアリング内容なし

ZEB可能性調査診断



—高効率設備への更新計画—

- 1.空調設備
氷蓄熱用から高効率型へ更新(嘉小)
中央方式系統をパッケージへ変更(図書)
- 2.換気設備
高効率な全熱交換器を選定(共通)
設備にはインバータ制御を導入(共通)
- 3.照明設備
全ての照明設備をLEDへ更新(共通)
トイレ等へ人感センサーの導入(図書)

※同調査業務報告書より表引用

宜野湾市地球温暖化対策実行計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第21条第1項の規定に基づき、本市の事務及び事業に関し、温室効果ガス排出量の削減等のための措置に関する宜野湾市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)(以下「エコ計画」という。)を策定するため、宜野湾市地球温暖化対策実行計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) エコ計画の策定に関すること。
- (2) 前号に定めるもののほか、エコ計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員でもって組織する。

2 委員は、別表第一に掲げる職にある者をもって構成する。

3 委員長は、副市長をもって充てる。

4 副委員長は、市民経済部長をもって充てる。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する審議が終了するまでとする。

(委員長等の職務)

第5条 委員長は、委員会を統括し、委員会の長になる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は、欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が召集し、委員の過半数の出席により成立する。

2 委員長は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(作業部会)

第7条 委員長は、委員会に第2条の所掌事務を具体的に検討させるため、作

業部会を置くことができる。

- 2 作業部会は、委員長が指名する者をもって構成する。
- 3 作業部会にあらかじめ委員長が指名する部会長及び副部会長を置く。
- 4 部会長は、作業部会を総括する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 作業部会の会議は、部会長が招集する。
- 7 部会長は、作業部会の経過及び結果を委員長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会、作業部会の庶務は、環境対策担当課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 18 年 12 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年5月7日から施行し、改正後の宜野湾市地球温暖化対策実行計画策定委員会設置要綱は、平成 25 年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年 10 月 23 日から施行し、改正後の宜野湾市地球温暖化対策実行計画策定委員会設置要綱は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年 11 月6日から施行し、改正後の宜野湾市地球温暖化対策実行計画策定委員会設置要綱は、令和7年4月1日から適用する。

別表第一(第3条関係)

委員
副市長、総務部長、企画部長、市民経済部長、福祉推進部長、こども部長、健康推進部長、建設部長、基地政策部長、消防長、上下水道局長、教育部長、指導部長、議会事務局長

宜野湾市地球温暖化対策実行計画推進本部設置要綱

(設置)

第1条 本市の全部局等が事務及び事業を執行する際、環境へ配慮した取り組みを率先して実行するため、宜野湾市地球温暖化対策実行計画推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 宜野湾市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)(以下「エコ計画」という。)の推進に関すること。
- (2) エコ計画の決定、変更及び公表に関する必要な事項の報告に関すること。
- (3) エコ計画の進行管理に関すること。
- (4) 前各号に定めるもののほか、エコ計画に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び部員をもって組織する。

- 2 本部長は、副市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、市民経済部長をもって充てる。
- 4 部員は、市長部局の各部長、消防長、上下水道局長、教育部長、指導部長、議会事務局長をもって充てる。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長不在のとき又は事故があるときは、その職務を代理する。

(招集等)

第4条 推進本部は、本部長が必要と認めるときに招集し主宰する。

- 2 本部長は、必要に応じて関係職員に推進本部会議への出席を求めることができる。

(推進本部事務局)

第5条 推進本部の事務局は、環境対策担当課に設置する。

- 2 推進本部の庶務は、事務局にて処理する。

(推進会議)

第6条 推進本部の下に宜野湾市地球温暖化対策実行計画推進会議(以下「推進会議」という。)を置くものとする。

- 2 推進会議は、各部局に設置する。
- 3 推進会議は、議長及び構成員をもって組織する。
- 4 推進会議は、推進本部を補佐し、推進本部に付議すべき事案について、協議、調整する。
- 5 議長は、各部局の次長をもって充てる。
- 6 推進会議は、議長が必要と認めるときに招集し主宰する。
- 7 構成員は、各部局に所属する各課長級(筆頭係長等含む)で構成する。
- 8 議長は、必要に応じて関係職員に推進会議への出席を求めることができる。
- 9 推進会議の庶務は、各部局主管課が処理する。
- 10 各種行政委員会等(議会事務局、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局、会計課)については、議長は輪番制とし、庶務は環境対策担当課が処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年5月7日から施行し、改正後の宜野湾市地球温暖化対策実行計画推進本部設置要綱は、平成 25 年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 10 月 13 日から施行し、改正後の宜野湾市地球温暖化対策実行計画推進本部設置要綱は、平成 28 年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年6月 12 日から施行し、改正後の宜野湾市地球温暖化対策実行計画推進本部設置要綱は、平成 29 年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年5月9日から施行し、改正後の宜野湾市地球温暖化対策実行計画推進本部設置要綱は、平成 30 年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年10月23日から施行し、改正後の宜野湾市地球温暖化対策実行計画推進本部設置要綱は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年1月18日から施行し、改正後の宜野湾市地球温暖化対策実行計画推進本部設置要綱は、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年2月3日から施行し、改正後の宜野湾市地球温暖化対策実行計画推進本部設置要綱は、令和7年4月1日から適用する。

宜野湾市地球温暖化対策実行計画に基づく推進員の設置要領

(設置)

第1条 宜野湾市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)(以下「エコ計画」という。)に基づく具体的な取り組みを推進するため、各課にエコ計画の推進員(以下「エコリーダー」という。)を設置する。

(定義)

第2条 エコリーダーとは、各課において、エコ計画に基づく取り組みの先導的な役割を担い、各所属長が指名するもの(1名程度)をいう。

(所掌事務)

第3条 エコリーダーの所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1)各職場における温暖化防止活動の推進及び点検・評価・報告を行う。
- (2)エネルギー使用等の調査・報告を行う。
- (3)各職員への意識啓発を行う。
- (4)その他エコ計画に関すること。

(報告)

第4条 エコリーダーは、エコ計画推進本部事務局の定める様式に基づき、定期的に点検・評価及びエネルギー使用等の調査を行い、その結果を各部局の主管課へ報告する。

(庶務)

第5条 エコリーダーに関する庶務の総括は、環境対策担当課にて処理する。

(補則)

第6条 この要領に定めるもののほか、エコリーダーに関し必要な事項は、環境対策担当課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月7日から施行し、改正後の宜野湾市地球温暖化対策実行計画に基づく推進員の設置要領は、平成25年4月1日から適用する。

宜野湾市グリーン購入基本方針

1. 目的

この方針は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年 5 月 31 日法律第 100 号）第 10 条の規定に基づき、環境に配慮した物品の調達（以下「グリーン購入」という。）の推進をすることにより、日常業務から生じる環境負荷の低減を図り、持続的発展が可能な社会の形成に資することを目的とする。

2. 適用範囲

この方針は、宜野湾市のすべての機関に適用する。

3. 調達の基本原則

物品の調達にあたっては、従来考慮されてきた価格や品質などに加え、今後は、資源採取から廃棄までの段階における多様な環境負荷を考慮し、次の事項に配慮して購入する。

- (1) 環境や人の健康に被害を与えるような物質の使用及び放出が削減されていること。
- (2) 資源やエネルギーの消費が少ないこと。
- (3) 資源を持続可能な方法で採取し、有効利用していること。
- (4) 長期間の使用ができること。
- (5) リデュース（排出抑制）が可能であること。
- (6) リユース（再使用）が可能であること。
- (7) リサイクル（再生使用）が可能であること。
- (8) 再生された素材や再使用された部品を多く利用していること。
- (9) 廃棄されるときに処理や処分が容易なこと。
- (10) 調達数量は、必要最小限とし、環境調達を理由に、物品調達の総量を増やさないこと。
- (11) その他、環境への負荷の軽減に資するものであること。

4. 対象物品及び調達手順

グリーン購入の対象物品は、別表に定めるものとする。また、対象物品以外についても、上記 3. 調達の基本原則に基づき、できる限り環境負荷の少ない物品を購入するものとする。この場合において、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の判断基準（以下「国の判断基準」という。）を満たす製品、公的機関や第三者機関

等の認定する環境ラベルの表示のある製品又はこれと同等のものがあるときは、これらの製品を優先して購入するものとする。

5. 調達物品の選定方法

グリーン購入をする場合は、環境に配慮された物品に関する情報を商品カタログのほか、インターネットなどを通じて次のデータベースなどを参照し情報を入手するものとする。

(1) 環境省 環境ラベル等データベース

【<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/>】

(2) グリーン購入ネットワーク GPN エコ商品ねっと

【<http://www.gpn.jp/econet/>】

(3) 公益財団法人日本環境協会 エコマーク事務局

【<http://www.ecomark.jp/search/search.php>】

6. 調達の方法

担当職員は、物品を調達する場合は、次の事項を確認し購入手続を行う。

(1) 品目名(購入する物品が、「グリーン購入対象物品か」「対象品の場合、環境配慮型製品か」)

(2) 購入数量(必要性を十分に考慮した上で、適切な購入量か等)

(3) 購入金額(従来品と比較して妥当な価格か等)

(4) 納入業者(グリーン購入に協力的か、発注先が環境に配慮した事業者か)

附 則

この方針は、平成 20 年4月1日から施行する。

附 則

この方針は、平成 25 年5月8日から施行し、改正後の宜野湾市グリーン購入基本方針は、平成 25 年4月1日から適用する。

附 則

この方針は、令和2年 11 月 11 日から施行し、改正後の宜野湾市グリーン購入基本方針は、令和2年4月1日から適用する。

別表

分野	品 目 ・ 判 断 基 準
紙類	「国の判断基準」による。
文具類	

地球温暖化対策の推進に関する法律(抜粋)

(平成十年十月九日法律第百十七号)

最終改正: 令和六年六月十九日公布(令和六年法律第五十六号)

(目的)

第一条 この法律は、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止することが人類共通の課題であり、全ての者が自主的かつ積極的にこの課題に取り組むことが重要であることに鑑み、地球温暖化対策に関し、地球温暖化対策計画を策定するとともに、社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の量の削減等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の量の削減等のための施策を推進するものとする。

2 地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の量の削減等に関して行う活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体実行計画等)

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画(以下「地方公共団体実行計画」という。)を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3 都道府県及び指定都市等（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市をいう。以下同じ。）は、地方公共団体実行計画において、前項各号に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。

一 太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、その区域の自然的社会的条件に適したものの利用の促進に関する事項

二 その利用に伴って排出される温室効果ガスの量がより少ない製品及び役務の利用その他のその区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の量の削減等に関し行う活動の促進に関する事項

三 都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項

四 その区域内における廃棄物等（循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号）第二条第二項に規定する廃棄物等をいう。）の発生抑制の促進その他の循環型社会（同条第一項に規定する循環型社会をいう。）の形成に関する事項

五 前各号に規定する施策の実施に関する目標

4 市町村（指定都市等を除く。）は、地方公共団体実行計画において、第二項各号に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項として前項各号に掲げるものを定めるよう努めるものとする。

5 市町村は、地方公共団体実行計画において第三項各号に掲げる事項を定める場合においては、地域脱炭素化促進事業の促進に関する次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一 地域脱炭素化促進事業の目標

二 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（以下「促進区域」という。）

三 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模

四 地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組に関する事項

五 地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施すべき次に掲げる取組に関する事項

イ 地域の環境の保全のための取組

ロ 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

- 6 共同して地方公共団体実行計画を策定する都道府県及びその区域内の市町村は、当該地方公共団体実行計画において前項各号に掲げる事項を定めることができる。
- 7 促進区域は、環境の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして環境省令で定める基準に従い、かつ、都道府県が第三項第一号に掲げる事項として促進区域の設定に関する基準を定めた場合にあっては、当該基準に基づき、定めるものとする。
- 8 前項に規定する都道府県の基準は、環境省令で定めるところにより、同項の環境省令で定める基準に即して、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮して定めるものとする。
- 9 都道府県及び市町村は、地球温暖化対策の推進を図るため、都市計画、農業振興地域整備計画その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に関係のある施策について、当該施策の目的の達成との調和を図りつつ地方公共団体実行計画と連携して温室効果ガスの排出の量の削減等が行われるよう配意するものとする。
- 10 市町村は、その地方公共団体実行計画の策定に当たっては、都道府県の地方公共団体実行計画及び他の市町村の地方公共団体実行計画との整合性の確保を図るよう努めなければならない。
- 11 都道府県及び市町村（地方公共団体実行計画において、第三項各号又は第五項各号に掲げる事項を定めようとする市町村に限る。次項において同じ。）は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、住民その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 12 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かななければならない。
- 13 都道府県又は市町村が地方公共団体実行計画において第三項各号に掲げる事項（都道府県にあっては、第七項に規定する都道府県の基準を含む。）又は第五項各号に掲げる事項を定めようとする場合において、第二十二條第一項に規定する地方公共団体実行計画協議会が組織されているときは、当該都道府県又は市町村は、これらの事項について当該地方公共団体実行計画協議会における協議をしなければならない。
- 14 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。
- 15 第十項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。
- 16 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

17 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の送付その他の協力を求め、又は温室効果ガスの排出の量の削減等に関し意見を述べることができる。

18 前各項に定めるもののほか、地方公共団体実行計画について必要な事項は、環境省令で定める。